

令和3年6月1日

共済給付金請求のお手続き変更のご案内

ハートピア共済をご利用いただきありがとうございます。
共済給付金の請求手続きにつきましては、6月1日以降の請求受付分から、
入院などの給付請求に伴う提出書類に変更がございます。
下記の点にご注意のうえ、お手続きくださいますようお願いいたします。
なお、実際に共済給付金請求事由が発生した場合や、提出書類の詳細につきま
しては、共済会事務局（Tel 083-933-3223）にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

入院・通院に伴う共済給付金請求の場合

【注意:「加入・増口から2年未満の方の疾病等による入院」の場合を除きます。】

所定の診断書にかえて、次のいずれかの書類で請求できます。

- 他の保険会社等の「入院・手術等治療証明書（診断書）」（写）
- 入院期間や実通院日が確認できる領収書（写）、診療明細書（写）等と「入院・通院治療自己申告書」（共済会所定の様式）

加入・増口から2年未満の方の疾病等による入院に伴う共済給付請求の場合

共済会所定の「入院・手術等治療証明書（診断書）」を提出してください。

【注意: 診断書料相当額をお返しします。

診断書料の支払事実が確認出来るもの（領収書（写）等）を併せてご提出ください。】